高所作業と安全対策 - 2

ライトブリッジでの安全作業

ブリッジで安全な作業をするにはどうしたら良いか考えよう 【ブリッジ作業の現状】

ホールで安全帯の着用が義務付けられている所では安全帯を着用するが、義務付けられていない所では特に安全帯を着用しない方が多い

安全帯の着用を義務付けている所は近年増えているがヘルメットの着用まで義務付けている所は少ない 自社の仕事の場合、仮設現場のときは安全帯・ヘルメットを持ち込むが、そうでない場合は持ち込んではいない 作業者は安全帯・ヘルメットの着用にまだ馴染んでいないため窮屈に感じる(特にヘルメットは評判が悪い)

【実際のブリッジ作業】

1. ブリッジに乗り込むまで

ブリッジに乗り込むときは作業灯が点灯され、足元が見えるように配慮されている 乗り込み口が可動式(跳ね橋)とそうでないものがあるが、乗り込み口がブリッジよりも高い位置にある場合は、 ブリッジに乗り込んだ後に降ろすか(本来は人を乗せたままの昇降は禁止)、垂直バシゴを使って降りる *この動作の時は安全帯を引っかけての行動ではないため危ない

ブリッジに乗り込んだら「乗り込んだ」と声をかける

2. ブリッジに乗り込んだら

安全帯を掛けてシュート開始!!

3.シュートの姿勢

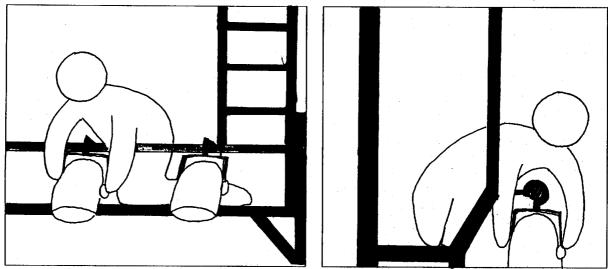
腰を曲げた姿勢 なぜこのような姿勢になるのか? 腹ばいの姿勢

<<よくあるブリッジでの姿勢>>

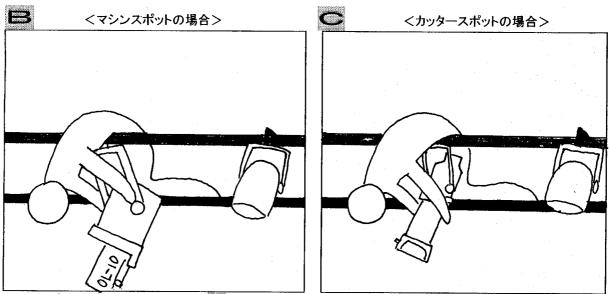


<PARライト・トツ・フレネルの場合:正面>

<PARライト・トツ・フレネルの場合:横>

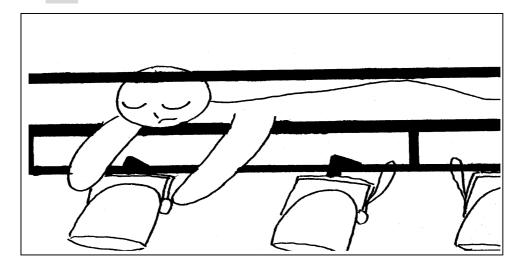


PARライトやトツ、フレネルレンズなどのアームや筒の長さが短いスポットだとこの程度の身の乗り出しですむが…



マシンスポットやカッターなどの場合は一个に比べると、かなり身を乗り出した作業になってしまう

D <パイプが下についている場合 >



この状態で吊り換えを命じられた場合、さらに作業環境は悪くなり例えばスポットの落下や作業者が転落するなどの

そこで

最悪の事態に発展してしまう可能性がある

4.問題点の解決

安全帯の着用(安衛則第518条)

安衛則第518条とは:事業者は墜落防止のため、高所作業(2m以上)では安全帯を使用させる措置をしなければならない(ヘルメットの着用を含む)

ホール側で安全帯の着用を義務付けていない場合でも持ち込み 必要なときにすぐ使えるようにする

足場の安全性を確保する

ブリッジの乗り降りの際には作業灯を点灯する

猿バシゴ(垂直はしご)の上り下りは作業者自ら注意すること 余計なものは持たない

最低限の工具にとどめ落下防止を施すこと

指示されたことであっても身の危険を感じる(た)場合自分の状態 を説明し、対処する(してもらう)

吊り換えのときなどは1人で無理をせず2人で作業すること(大抵のブリッジ作業の場合2名乗りこんでいる ブリッジ上で作業するときは舞台上に人がいないか確認すること

ブリッジを降ろして作業できるものは降ろし、舞台上で作業する

作業を指示する者(プランナー、チーフ)は、その現場の責任者であるという自覚を持ち高所作業者のことを十 に考え、作業者が無理な作業をしないように気をつけること

ライトブリッジを飛ばす前にきちんと仮シュートをし、上部での作業を減らすこと(最終調整で済ませる) 無理な姿勢で長時間の高所作業を行った後は急に姿勢を変えたりするとバランスを失う事があるので注意する

~事故から身を守るのは自分自身です~

怪我をしても自分以外の誰も痛くありません。痛いのは自分です。

安全帯やヘルメットは初めは窮屈なものかもしれません。しかし、続けていくうちに「着用して当然」になるはずです。

「窮屈だ」と言うよりも早く慣れてしまうことです